

2020年度から「特定処遇改善手当」を支給します。

政府は福祉・介護人材の確保、離職率の低減を図る取り組みとして、経験・技能のある職員に重点をおきながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進めるため、2019年10月から「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を実施しています。

北海道リハビリでは、2012年度(平成24年度)より「福祉・介護職員処遇改善加算」の給付を受けて、職務手当等を支給していますが、2020年4月から新たに「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の支給を受けて「特定処遇改善手当」を新設して支給します。

特定処遇改善手当とは

特定処遇改善手当は、支給算定期間が終了した翌月に在籍する職員、契約職員、嘱託職員で、以下の基準表に該当する場合に一括支給します。(支給基準等の詳細については、特定処遇改善手当支給要領による)

支給算定期間		毎年4月1日～翌年3月31日	
支給区分		支給額(年額)	該当要件
A	経験・技能のある福祉職員	240,000円	下記の の全てを満たす者 法人が定める職種にある者(1)又は、障害福祉サービス経験者(2) 法人が定める資格を有する者(3) 勤続年数10年以上の者(4)
B	他の福祉職員	110,000円	下記の の全てを満たす者、若しくは、又は のいずれかに該当する者 法人が定める職種にある者(1)又は、障害福祉サービス経験者(2) 法人が定める資格を有する者(3) 勤続年数10年未満の者(4) 勤続年数10年以上の者(4)で、サービス管理責任者に任命されている者 勤続年数10年以上の者(4)で、社会福祉主事任用資格を有する者
C	その他の職員	50,000円	支給区分A・支給区分Bのいずれにも該当しない者で、特定処遇改善手当支給後の総所得(5)が440万円以下の者

- 1 サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、就労(移行)支援員、目標工賃達成指導員、目標賃金達成指導員
- 2 法人において2年以上法人が定める職種(1)に従事した者
- 3 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、公認心理士
- 4 法人に職員、契約職員、嘱託職員として在籍している通算期間。但し、法人を退職後、法人再就職した場合は合算
- 5 法人が負担する法定福利費を除く給与所得総額

施行日

2020年(令和2年)4月1日付